

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

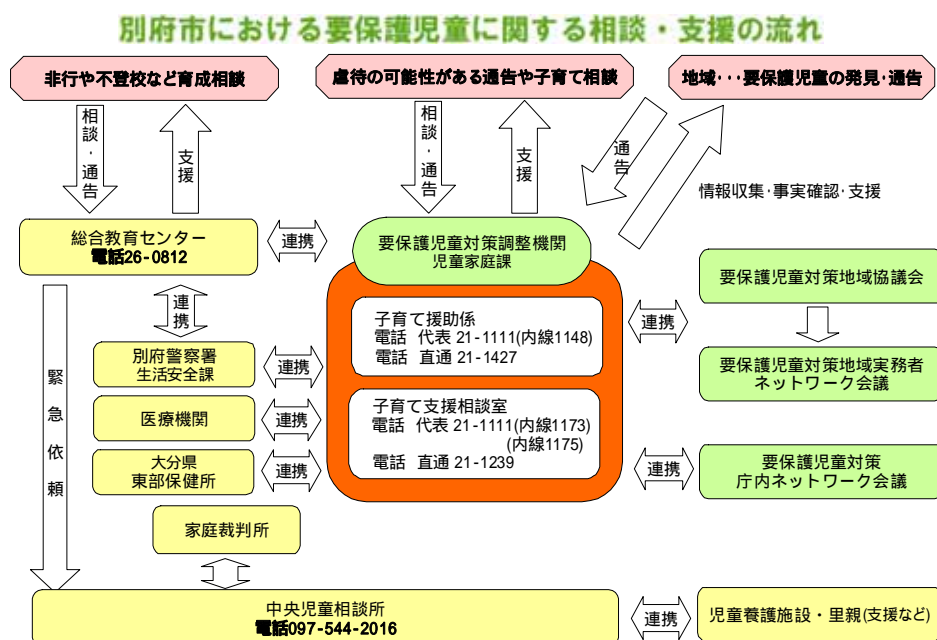
児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。こうした子育ての喜びや生きがいは、家庭や地域社会の人々との交流や支え合いがあってこそ、実感できるものです。しかしながら、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、わが子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもにどのようにかかわっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親も増えています。こうした状況が虐待につながる要因にもなっています。

児童虐待は起きてはならないことであり、その要因や兆候を早期に発見し対応することが求められますが、家庭の中に踏み込むことは難しく、発見や通報が十分に行われていないのが現状です。

こうした中、別府市では虐待だけでなく幅広い児童の問題等への対策として、平成17年8月に保健・医療・教育等の代表者で構成する要保護児童対策地域協議会、その下部組織として、各校区の主任児童委員や児童福祉施設の関係者などで構成し、家庭全般を継続的に支援する体制の要保護児童対策地域実務者ネットワーク会議を設置しました。また、要保護児童対策庁内ネットワーク会議を設置し、通報や相談が発生した際に関係者との密接な連携協力のもと、早期発見・早期対応・虐待の未然防止のためのネットワーク化を図っています。



平成20年度に、別府市子育て支援相談室で取り扱った児童虐待に関する相談件数は延べ154件で、市が要保護児童に関する一義的な相談窓口となった平成17年度に比べて約2倍に増加しています。内容はネグレクトのケースが多く、精神的に未熟なまま若くして結婚し、育児不安や経済的不安などから養育できないケースが目立っています。

虐待かどうかわからないがおかしいと思ったときに、地域住民一人ひとりが子どもと親を守ろうとする意識を持ち、保育所（園）、学校、医療機関などの関係機関との連携を図り、継続的な援助、助言など地域全体での見守りがとても重要です。

今後とも、育児不安や負担を感じている家庭への支援や相談体制の充実、保護を必要とする児童への支援など総合的な支援ができるよう体制の強化を行うとともに、児童虐待に関する共通の知識や認識など広く市民への周知・啓発を進めます。

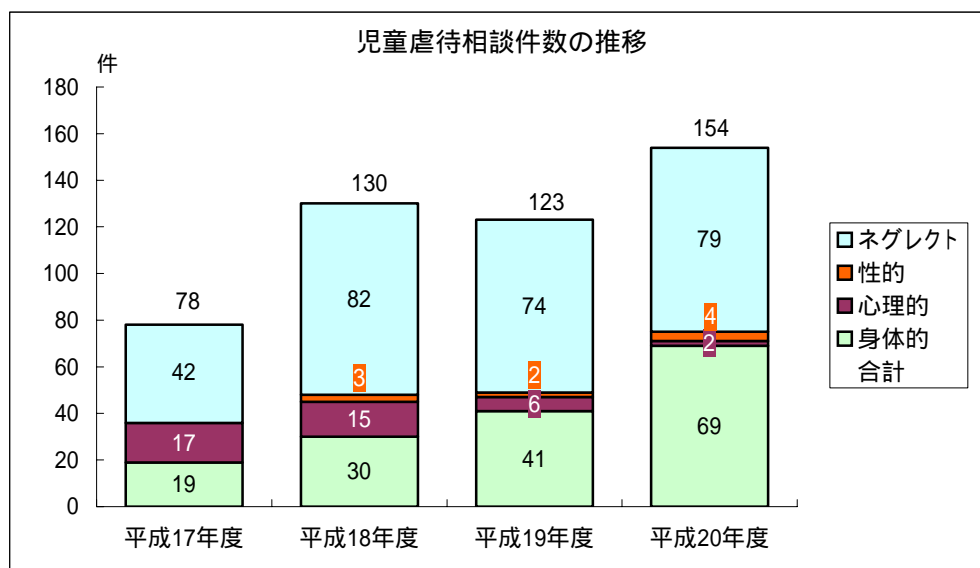
【具体的施策】

● 児童虐待防止ネットワークの充実

核家族化が進み、子育ての悩みを抱える母親の不安が増加するなか、各関係機関の連携を強化することで、児童虐待を未然に防止できるよう対策に努めます。

児童虐待相談件数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
身体的	19件	30件	41件	69件
心理的	17件	15件	6件	2件
性的	0件	3件	2件	4件
ネグレクト	42件	82件	74件	79件
合計	78件	130件	123件	154件



児童虐待とは・・・	
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うことなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置することなど
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



● 相談活動の充実

出産・育児全般の相談を受ける窓口として、子育て支援相談員を配置し、児童虐待の予防に向けた活動の充実をめざします。

● 広報などによる情報提供

毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市報で広報活動を行います。

早期発見により子どもを虐待から守るため、通報・相談・連絡などの窓口（連絡先）を市報等に掲載します。

「別府市要保護児童対策マニュアル」を関係機関で共有して対策に取り組むとともに、ダイジェスト版により、広く一般市民に啓発を図ります。

● 学校教育における児童虐待防止への取組

児童虐待防止に対する教職員の意識の向上および連携強化を図り、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

子育て支援相談室と総合教育センターとの連絡会を毎月実施し、情報の共有および早期対応に努めます。

● 保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取組

母子健康手帳交付時や健診、家庭訪問にてリスクの高い事例を把握し、随時対応していきます。必要に応じて、産科・小児科・精神科等の医療機関と連携することにより、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。

母子家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

離婚や未婚での出産が増加することに伴い、ひとり親の家庭も年々増加しています。このことは、本市のひとり親家庭に対する経済的支援である児童扶養手当の受給者数が、平成20年度は1,400人近くまで伸びていることからもうかがえます。

このような母子家庭の場合、就労経験が少なかったり、就労が中断していることに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職・再就職には困難を伴うことが多く見受けられます。

こうした中、母子家庭の自立を図るために、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、母子家庭等への適切な助言および情報提供を行い、就業支援策（職業能力開発のための助成等）や、働きやすい環境を作るための子育て支援策（保育等の充実、子育て短期支援事業等）、母子家庭の生活の安定を図るための経済的支援策（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成等）などの充実を図ることがこれまで以上に求められます。今後とも、相談機能の向上を図り、きめ細かな指導・援助に努めるとともに、関係団体との連携を強化し、自立を助け安心して生活できるような支援の充実に努めます。

別府市には、働く母親等の急病などの理由により、一時的に児童を養育することが困難な際の受け入れ施設として、児童養護施設（栄光園、別府平和園）、光の園子ども家庭支援センター、栄光園乳児院、永生会母子ホームがあります。

児童扶養手当受給者数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受給者数	1,346人	1,331人	1,348人	1,374人

【具体的施策】

● 子育て短期支援事業の実施

働く母親等の急病などの理由により、一時的に児童を養育することが困難な際の受け入れ施設を確保します。

事業概要と実績

保護者の就労や急病などの理由により、一時的に家庭で養育することが困難になった児童に対して乳児院や養護施設等で短期間養育・保護を行います。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所

● 経済的支援の実施

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費助成および福祉資金の貸付による経済的な支援を実施します。児童扶養手当については、平成14年の法律改正により、支給開始後5年等を経過した受給者に対し、一部支給停止措置が行われています。この制度の趣旨をさらに浸透させるため、情報提供の充実を図ります。

● 自立に向けた支援の充実

児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子自立支援員を配置し、相談、情報の提供などの支援を充実します。

自立支援教育訓練給付金および高等技能訓練促進費等を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし、自立の促進を図ります。

別府市母子寡婦福祉会の主催により、市内のひとり親家庭の親子を対象に、「自然と親しむ親子のつどい」を年1回開催し、親子がふれあい、ひとり親家庭が交流する場を設けることで、母子家庭等の精神的生活の安定を図ります。

.....ひとり親家庭のために.....

制度等	概要	問い合わせ先
自立支援給付金	母子家庭の母の就労を支援するために、次の給付金を支給します。 ・自立支援訓練給付金・高等技能訓練促進費 ・入学支援修了一時金	児童家庭課母子係 21 111(内線 1172・1147)
母子福祉資金貸付金	母子家庭の母及び父母のいない20歳未満の児童を対象に、無利子または低利子で12種類の資金貸付を行っています。	児童家庭課母子係 21 111(内線 1172・1147)
母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母を対象に就業相談、情報提供、職業斡旋講習会の開催等を行っています。	大分県母子家庭等就業・自立支援センター (097 552 3313)
母子福祉センター	母子家庭の各種相談に無料で応じます。	大分県母子福祉センター
日常生活支援	ひとり親家庭が疾病等一時的に生活支援、保育サービスが必要な場合や生活環境等の激変により日常生活に支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣します。	児童家庭課母子係 21 111(内線 1172・1147)
大分県母子寡婦福祉連合会	母子家庭等の皆さんが集まって、語り合い、励ましあって、親睦と生活の向上を図るために自主的に組織された団体です。別府市にも母子寡婦福祉会があります。	児童家庭課母子係 21 111(内線 1172・1147) 大分県母子寡婦福祉連合会 (097 552 3313)

障がい児施策の充実

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりをめざしています。別府市内には、県内 17 校の特別支援学校のうち 4 校があります。また、障がい児のための入所・通園施設は 5 か所あります。

障がいのある子どもとふれあい、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが必要です。

また、障がいのある子どもをもつ家庭に対しては、経済的な支援を充実するとともに、きめ細やかな生活支援や療育支援がこれまで以上に求められます。

すべての子どもが生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりに応じた適切な療育や教育を充実し、社会参加や自立ができるような施策を推進します。

【具体的施策】

在宅の障がい児支援サービスの充実

通所による施設での集団生活への適応訓練を行うことで、障がい児の自立と社会参加を促進します。

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を福祉施設に受け入れることで、児童および保護者への支援を行います。

自立と社会参加の促進

在宅の知的障がい児や保護者が、交流や研修をすることで、積極的な社会参加の促進を図ります。

日中一時支援事業の実施

長期休暇中等の保護者の過重な養育にかかる負担を軽減するとともに、特別支援学校等に通う障がい児に障がい福祉サービス事業所において日中の活動の場を提供します。

障がい児タイムケア型・・・特別支援学校等の放課後における日常生活活動等の指導を行います。

長期休暇型・・・・・・・・・・夏休み等の長期休暇における支援事業を行います。

ショートステイ型・・・・・・・・保護者の負担軽減や突発的な事情に対応するため、日中における支援を行います。

事業概要と実績				
別府市では、5事業所に委託して日中一時支援（長期休暇型）事業を行っています。障がいのある小1～高校3年生を対象に、長期休暇中における活動の場の提供や訓練等を行います。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所数	1か所	1か所	4か所	5か所

● 経済的支援の実施

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、育成医療費の支給など、障がい児の福祉の増進に向け経済的な支援を実施します。

市報等により、広く地域住民に制度の周知を図り、未請求者の解消に努めます。

● 就学指導の充実

障がいのある子どもたちの就園・就学や家庭での教育に関する指導および相談を実施します。また、就学後も日常的にその子にとってより良い教育環境となるよう校内適正就学指導委員会を開催します。（再掲）

● 障がい児保育の充実

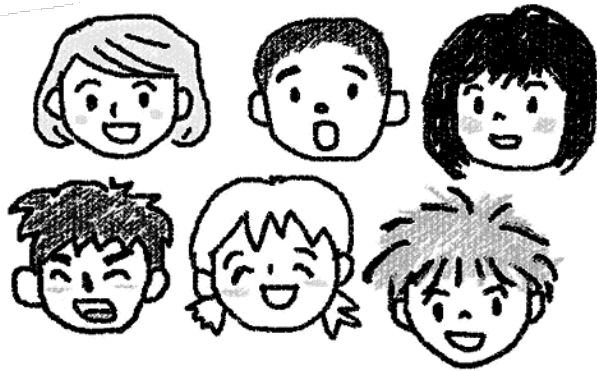
障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を保育所（園）で柔軟に受け入れます。（再掲）

● ● ● ● ● 相談窓口 ● ● ● ● ●

障がいのある方とその家族のための相談窓口としての事業所です。日常生活全般に関する相談に応じたり、障害福祉サービスの利用等につなげるための支援を主に行っています。

名 称	所在地	電話番号
地域支援センターほっと	大字鶴見 4075 - 1	25-9758
障害者地域生活支援センター泉	富士見町 12 - 13	25-3443
障害者相談支援センターたいよう	大字内竈 1393	66-1674
農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	大字鶴見 1026 - 10	67-1897

みんなで作ろう



子育てのまち

みなさんの声をもとに、まちづくりがすすみます。

地域子育て支援拠点事業	2 か所	5 か所
放課後児童クラブ	16 か所	20 か所
一時預かり事業	0 か所	3 か所
ファミリーサポートセンター	0 か所	1 か所
延長保育事業	16 か所	26 か所
児童館	3 か所	4 か所
(平成16年度～平成21年度)		

西部子育て支援センター



北部子育て支援センター



南部子育て支援センター



すくすくルームふたば



子育て支援センター風のまち



西部児童館



北部児童館



南部児童館



光の園児童館



一時預かり(鶴見保育所)



放課後児童クラブ(朝日)

